競争参加者の資格に関する公示

習志野外（５）降下塔新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和５年 10 月 13 日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　二又　知彦

１　工事名　習志野外（５）降下塔新設等建築工事
２　工事場所　千葉県船橋市ほか
３　工事概要　本工事は、以下に掲げる建築工事を行うものである。
　ア 陸上自衛隊習志野駐屯地（千葉県船橋市）
　　降下塔新設
　　構造：鉄骨造／鉄筋コンクリート造　地上２階／地下１階建て
　　規模：高さ　約 80m／延べ面積　約 140 ㎡
　イ 海上自衛隊下総航空基地(千葉県柏市)
　　局舎改修
　　構造：鉄筋コンクリート造　平屋建て
　　規模：建物延べ面積　約 550 ㎡
　　工事内容：内装部分改修及び建具改修
４　工期　契約締結日の翌日から令和８年６月 30 日まで
　　ただし、下総航空基地は令和６年３月 15 日まで
５　競争参加資格審査申請書の交付
(1)　交付期間　令和５年 10 月 13 日から令和６年１月 11 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日、９時から 18 時まで。ただし、最終日は 17 時まで。
(2)　交付場所
　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
　〒330-9721　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
　北関東防衛局総務部契約課
　TEL 048-600-1800（内線 2449、2819、2442 又は 2443）
　FAX 048-600-1842
(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
(1)　提出期間　令和５年 10 月 13 日から同年 11 月２日までの行政機関の休日を除く毎日、９時から 17 時まで。ただし、正午から 13 時までの間を除く。最終日は正

午まで。

(2) 提出場所　上記５(2)に同じ。

(3) 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和５・６年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記７(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年 10 月 13 日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第２－１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、同年 11 月２日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。

ア 防衛省における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は 1,200 点以上、代表者以外の構成員は 1,100 点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成 20 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造で、高さ 40m以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成 20 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造で、高さ 20ｍ以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

また、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種を一括で発注した工事の一次下請け業者として、完了した工事の実績も認める（詳細については、別紙（一次下請け表明）の１に記載のとおり。）。

イ 建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

１０ 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

１１ その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「習志野外（５）降下塔新設等建築工事 ○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。